

みやぎきの神楽海外公演開催業務委託仕様書（暫定版）

1 目的

2028年の神楽のユネスコ無形文化遺産登録を見据え、本県の貴重な文化資源である「みやぎきの神楽」を世界に発信することで、神楽の文化的・歴史的価値の一層の向上と魅力の確立を図る。

2 業務概要

(1) 日程（予定）

令和9年2月10日（水）～2月15日（月）

(2) 訪問団の構成

総勢 22名程度

（内訳）県知事、県職員（6名程度）、神楽保存会（15名程度）

(3) 主な行事（予定）※ 表示は現地時間

令和9年2月12日（金）午後 パリ日本文化会館で荷物搬入・神楽公演リハーサル
夜 パリ市内でレセプション

令和9年2月13日（土）午後 パリ日本文化会館で神楽公演本番・荷物撤収

令和9年2月14日（日）午前 パリ市内で意見交換会

(4) 業務内容

① 旅行の手配

ア 航空券、宿泊先の手配に関すること

（空港施設利用料、燃油サーチャージ、航空保険料込み）

日程（予定）	行程	宿泊先
2月10日（水）	宮崎 → 羽田	都内泊
2月11日（木） ～2月14日（日）	羽田 → パリ	パリ泊
2月15日（月）	パリ→羽田→宮崎	機内泊

※1 上記の都内前泊を含む4泊6日を想定しているが、より効率的であり、利便性の高い行程があれば提案すること。

※2 ビジネスクラス1名、その他はエコノミークラスとする。

※3 県知事及び県職員分の旅費は別途精算となることから、委託費には含めず、別途見積書を提出すること。（県知事及び県職員1名は神楽公演終了後、帰国する予定。）

※4 ホテルは3ツ星以上（ただし1室はグレードの高い部屋または近隣の四ツ星ホテルとする。）、シングル1泊朝食付きとし、交通の便がよく、客層が信頼でき、セキュリティ対策が整ったホテルとする。

※5 日程及び行程は変更となる可能性あり。

イ パリ市内移動にかかる専用車の手配に関する事

- ※ 1 運転手含む。
- ※ 2 全行程に通訳（1名）を付けること。
- ※ 3 運転手及び通訳のチップ、（必要と見込まれる）駐車料金、高速道路利用料、燃料代込みとすること。
- ※ 4 手配する車両は、全員が補助席なしで十分に余裕をもって乗車できる車両とし、人数分のスーツケース及び神楽道具（太鼓、衣装等）の積込みを想定すること。

ウ 食事の手配に関する事

- ※ 1 食事代は別途精算となることから、委託費には含めないこと。ただしレセプションでの食事を除く。

エ 添乗員の同行（全行程）

全行程に添乗員1名が同行（通訳とは別）し、下記事項に対応すること。

- (ア) 出入国手続の補助
- (イ) 行程管理（不測の事態が発生した場合の変更に伴う諸手配等）
- (ウ) 安全管理
- (エ) その他業務遂行にあたり必要と認めるもの

オ 海外旅行保険の加入に関する事

最低保障内容（傷害死亡：5,000万円、傷害後遺障害：5,000万円、治療・救援費用：無制限、応急治療・救援費用：300万円、疾病死亡：1,000万円、賠償責任：1億円、携行品損害：30万円、偶然事故対応費用：5万円）

カ 渡航に関し必要な手続の補助・確認

- (ア) 査証関連の手続
- (イ) 社会保障関連の手続

キ その他

- (ア) 渡航関係者を対象とした渡航に関する事前説明会を開催すること。
- (イ) 上記ア～オについては、予約及び支払業務を行うこと。

② 神楽公演の運営

ア 日 程 令和9年2月13日（土）16:00～17:30（予定）

※ 前日午後に設営及びリハーサルを実施

イ 開催場所 パリ日本文化会館 地下3階大ホール
(101 bis, quai Jacques Chirac, 75015 Paris France)

ウ 会場定員 280名

エ プログラム構成

- (ア) 神楽映像放映（5分程度）
- (イ) 神楽公演（1時間程度）
県内神楽団体（1団体）による公演

オ 業務内容

- (ア) 参加者受付・事務局業務
原則としてパリ日本文化会館で実施するが、必要に応じて来賓対応等を行う。
- (イ) 神楽を舞う御神屋（みこうや）の企画・設営
神楽の多様性と魅力について、その本質を参加者に伝えられるような御神屋、舞台装飾の企画及び設営を行う。
- (ウ) ワークショップ
神楽に馴染みのない来場者が参加しやすいワークショップを実施する。
- (エ) 神楽公演の運営・管理
 - a 全体管理マニュアル、運営台本等の作成及び翻訳
 - b 本公演の概要や神楽団体の情報等を記載したプログラムの作成と配付
※ 会場演出、警備の手配、公演の運営はパリ日本文化会館が実施するが、必要に応じて連携を図ること。
- (オ) 謝金等の支払
神楽団体の謝金及び移動にかかる旅費（県の積算による）を支払う。
- (カ) 実績報告書等の作成
 - a 撮影した記録写真を取りまとめた実績報告書を作成する。
 - b 来場者アンケートを作成し、集計結果をまとめる。

③ 現地でのレセプション

フランス国内の関係者等を招待した立食形式のレセプションを実施する。

※ 通訳を複数人配置すること。

ア 日 程 令和9年2月12日（金）18:00～20:00（予定）

イ 参加者 50名程度

ウ 場 所 要人対応が可能なパリ市内ホテル・レストラン等を選定すること。

④ 現地での意見交換会

パリ市内の施設において、現地の方々と舞手との交流を実施すること。

※ 通訳を複数人配置すること。

ア 日 程 令和9年2月14日（日）午前（予定）

イ 参加者 30名程度

ウ 場 所 パリ市内会議室等を選定すること。

⑤ 広報・プロモーション

ア パリ文化会館及び宮崎県商工観光労働部観光推進課の実施する「インフルエンサー及び海外メディアを活用したインバウンド誘客プロモーション事業」及び「デジタルマーケティングによるインバウンド誘客プロモーション事業」等と連携し、効果的な方法で、現地旅行会社、メディア等にプロモーションを行うこと。

イ フランス国内でのメディア掲載・報道件数を調査し、PR効果（広告換算）を測定するとともに、検証結果をとりまとめること。

⑥ その他

神楽の文化的・歴史的価値の向上に資する効果的な取組について、予算の範囲内で実施可能なものがあれば、独自に提案すること。

3 成果品等

本業務の成果品及び納期は次のとおりとする。なお、電子データでも提出すること。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| (1) アンケート集計結果報告書 | … 令和9年3月19日 |
| (2) 広報・プロモーション検証結果報告書 | … 令和9年3月19日 |
| (3) 本業務において作成した広報資材等のデータ一式 | … 令和9年3月19日 |
| (4) 事業実績報告書 | … 令和9年3月19日 |

4 成果品等の納入場所

本業務の成果品等の納入場所は、宮崎県が指定する場所とする。

5 その他

- (1) 本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属すること。また、委託契約期間終了後、県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者の責めに帰すべき事由により施設の汚損や損傷、第三者への損害が発生した場合は、受託者が弁償、賠償を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整を行うこと。
- (5) 本業務を実施する中で、業務の追加や変更の必要が生じた場合は委託者、委託者が指定する事業者及び受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができること。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。

※ 本仕様書において定める要件については、公募時点の想定であり、契約予定事業者決定後、速やかに協議を行い、仕様書を確定させるものとする。